

## 中京地域コミュニティH u bに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市区役所等における連携及び協働の促進に関する規則（以下「規則」という。）第3条に基づき中京区役所に設置する区地域コミュニティH u b に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 中京区役所に設置する区地域コミュニティH u b の名称は、中京地域コミュニティH u b （以下「中京H u b」という。）とする。

### (構成員)

第3条 規則第3条第2項に規定する区H u b リーダー（以下「区H u b リーダー」という。）が必要と認める職員は、次のとおりとする。

- (1) 中京区地域力推進室の各課長
- (2) 中京区市民総合窓口室の各課長
- (3) 中京区保健福祉センターの各課長
- (4) 中京区子どもはぐくみ室の各課長
- (5) 中京区地域力推進室の各係長
- (6) 中京区健康長寿推進課地域支援担当の各係長
- (7) 中京区まちづくり協働コーディネーター

### (職務代理の順序)

第4条 規則第3条第5項に規定するあらかじめ区H u b リーダーが定める職務代理の順序は、次の区H u b サブリーダーの順とする。

- (1) 地域力推進室長を兼職する者
- (2) 保健福祉センター長を兼職する者

### (中京H u b サポーター)

第5条 区H u b リーダーは、中京H u b との連携及び協働に意欲のある個人又は団体であって適当と認めるものを、中京H u b サポーターとして、意見又は説明を求めるなど必要な協力を依頼することができる。

(所掌事務)

第6条 重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」及び「参加支援」であって区H u bリーダーが中京H u bの取組とは別に取り組むとするもの以外は、中京H u bの取組と一体的に推進するものとする。

(実務者会議)

第7条 中京H u b構成員は、規則第5条に定める会議のほか、「庁内外の実務者を招集し、中京H u bの取組を進めるうえで必要と認められる会議(以下「実務者会議」という)」を開催することができる。

- 2 前項の会議に出席を求められた者は、やむを得ない事情がある場合を除いて、出席しなければならない。
- 3 実務者会議の招集者は、必要があると認めるときは、中京H u b構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 4 実務者会議の議長は招集者とし、運営に必要な事項は議長が決定する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、区H u bリーダーが定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。